

長期使用製品安全点検制度の見直しについて

令和4年3月25日

産業保安グループ製品安全課

長期使用製品安全点検制度の見直し（特定保守製品の対象製品の見直し）

- 経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。
- 制度発足時、社会的に許容できない程度の事故率である 1 ppmを基準として、これを超える製品を指定。
- 一方、製品設計上の経年劣化対策が措置された結果、各製品の事故率は近年は大きく低下している。特に、7製品については、1 ppmを大きく下回る事故率となっている。
- こうした状況を踏まえ、当該7製品については、特定保守製品の指定から外す方針について、令和2年9月に開催された消費経済審議会にて諮問、答申をいただいた。
- 令和3年8月1日、消費生活用製品安全法施行令を改正し、対象品目から上述した7品目を削除した。

点検対象製品の経年劣化事故発生率の変化

	制度創設時の平均PPM値※	現在の平均PPM値**
屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用、プロパンガス用)	1. 8 9 ppm	0. 1 1 ppm
屋内式ガスふろがま (都市ガス用、プロパンガス用)	3. 4 9 ppm	0. 2 0 ppm
石油給湯機	5. 3 0 ppm	1. 4 7 ppm
石油ふろがま	7. 2 5 ppm	2. 8 2 ppm
FF式石油温風暖房機	1. 1 1 ppm	0. 0 4 ppm
ビルトイン式食器洗機	2. 0 3 ppm	0. 2 9 ppm
浴室電気乾燥機	1. 2 3 ppm	0. 0 7 ppm

対象製品（特定保守製品）



石油給湯機



石油ふろがま

特定保守製品の指定から外れた 7 製品



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



FF式石油温風暖房機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用 / プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用 / プロパンガス用)

※2000年～2006年の年平均値
 ※※2007年～2018年の年平均値
 (2019年11月時点のNITEによる試算)

※ガス2製品は都市ガス用・プロパンガス用をそれぞれ1品目として計上するため7品目

長期使用製品安全点検制度改正による経過措置の概要（附則2,3条）

- 令和3年8月1日の消費生活用製品安全法施行令の改正においては、除外された7製品の一部について法定点検を限定的に残す等の経過措置が設けられている。

（※消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第214号）附則第2条及び第3条 令和3年7月27日 公布 8月1日施行）

特定保守製品の指定から外れた7製品



経過措置①法定点検（附則2条）

【対象製品】

除外された7品目のうち

- **令和3年7月27日より前**に点検期間が到来している製品
- **令和4年7月26日まで**に点検の始期が到来する製品

- 対象製品について、メーカーは**点検の要請があった場合**、点検を**実施しなければならない**（メーカーに対する法的義務）
- これまで所有者登録を行っていない製品でも点検を受けることができる。※所有者に法的義務はない。

経過措置②周知（附則3条）

【対象製品】

除外された7品目のうち

- **令和4年7月26日より後**に点検期間の始期が到来する製品

- 対象製品について、メーカーは所有者情報が登録されている所有者に対して、**改正により特定保守製品の指定から外れた旨**についてしっかり**周知**をする必要がある。

経過措置①法定点検の対象となる製品以外については、法的な点検の対象ではなくなるが、安全のためには、適切な時期にメーカーによる自主点検を積極的に受けていただくことを推奨。

長期使用製品安全点検制度改正までの変遷

平成30年～令和1年

制度改正に向けた長期使用製品（経年劣化）事故における調査事業

令和2年～令和3年

- 消費経済審議会製品安全部会への諮問/答申（令和2年9月18日）
- 内閣法制局審査（令和2年10月～令和3年4月）
- 規制に関する事前評価書の経産省HP掲載（5月10日～6月8日）
- WTO事務局へのTBT通報（各国からの意見募集）（5月～7月）
- 施行令改正案、経済産業省関係特定保守製品に関する省令改正案等のパブリックコメント実施（1ヶ月間の意見募集）・結果の公示
- 各省庁協議(6月9日)
- 関係業界に事前周知（メーカー、ガス関係業界、マンション等不動産業界、UR機構、家電量販店、ホームセンター、建材卸商業界、自治体担当者等）

➤ 令和3年7月27日 改正施行令、改正省令の公布（官報掲載）

➤ 令和3年8月 1日 **消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令施行**

長期使用製品安全点検制度改正周知状況

- 制度改正後、**関係業界団体等向けにオンライン説明会**を開催（令和3年8月5日）。開催後も閲覧いただけるようにYouTubeでの配信を録画し、経済産業省HPへURLを掲載。
- 令和3年10月28日付けで**NITEと連携**し、改めて制度改正について周知を実施。
- また、制度改正の内容を一般消費者及び住宅管理者等にも理解いただきやすいように**Q&A及びパンフレット**を作成し周知した。制度改正により生じた経過措置に関して詳細説明を記載。

オンライン説明会



関係業界団体（製造・輸入事業者）
不動産仲介業者など204社に説明

制度改正にかかるQ&A

消費生活用製品安全法施行令改正に関する解説 (Q&A) 2021年改定

令和3年8月1日、消費生活用製品安全法施行令が改正され、特定保守製品に指定されていた7製品（屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用/LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用/LPガス用）、ビルトイン式食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機）が指定から外れました。

改正後の政令及び省令（経済産業省特定保守製品に関する省令）について、以下のとおり解説いたします。

▲用語の定義について
「除外対象製品」・・・今回の改正で対象外となる7製品のこと
「経過措置対象製品」・・・「除外対象製品」であって、改正政令の公布の日前に点検期間の始期が到来しているもの及び同日から起算して1年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（改正政令の施行前に点検実施済みのもの及び点検期間が経過しているものを除く。）

▲「経過措置対象製品」の対象範囲詳細については、別添をご参考ください。

長期製品安全点検・表示制度パンフレット

●経過措置について

- 令和3年8月1日の消費生活用製品安全法施行令の改正においては、除外された7製品の一部分について法定点検を限定的に残す等の経過措置が設けられています。
（消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第214号）附則第2条及び第3条、令和3年7月27日 公布 8月1日施行）

経過措置①（法定点検）

【対象】
除外された7製品のうち令和3年7月27日より前に点検期間の始期がすでに到来している製品、及び令和4年7月26日までに点検期間の始期が到来するもの

☑対象製品について、メーカーは点検の要請があった場合実施しなければなりません。（法的義務があります。）

☑これまで所有者登録をしていなくても法定点検を受けることができるので、対象製品をお持ちの方はメーカーにご連絡下さい。
※所有者は法的義務はありません。

経過措置②（周知）

【対象】
除外された7製品のうち令和4年7月26日よりあとに点検期間の始期が到来するもの

☑対象製品について、メーカーは、所有者情報に登録されている所有者に対して、今回の改正によって特定保守製品の指定から外れた旨についてしっかり周知をする必要があります。（法的義務はありません。）

経過措置①の対象となる製品以外については、法的な点検の対象ではなくなりますが、安全のためには、適切な時期にメーカーによる自主点検を積極的に受けていただくことを推奨します。

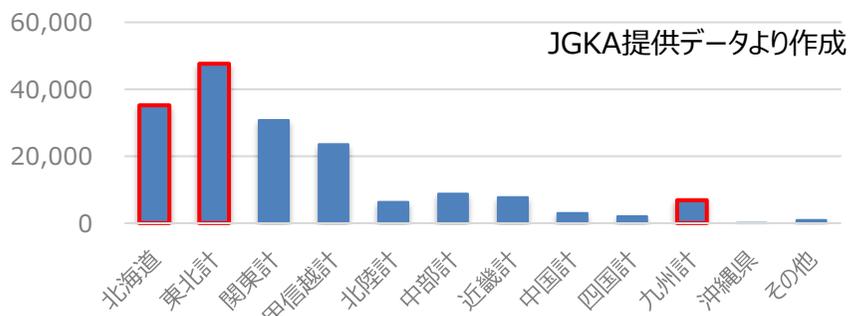
経済産業省

石油給湯機、石油ふろがまについて①（出荷台数・地域別事故件数）

- 経年劣化事故発生率が1 PPMを上回っている石油給湯器、石油ふろがまについては、引き続き特定保守製品の指定のもと、法定点検を実施していく。
- 石油給湯機・ふろがまは、そのエネルギー消費効率の高さ等から、北海道や東北地方などの寒冷地域や九州地域に多く普及している。
- 事故発生件数についても出荷台数の多い地域での発生が多くみられる。

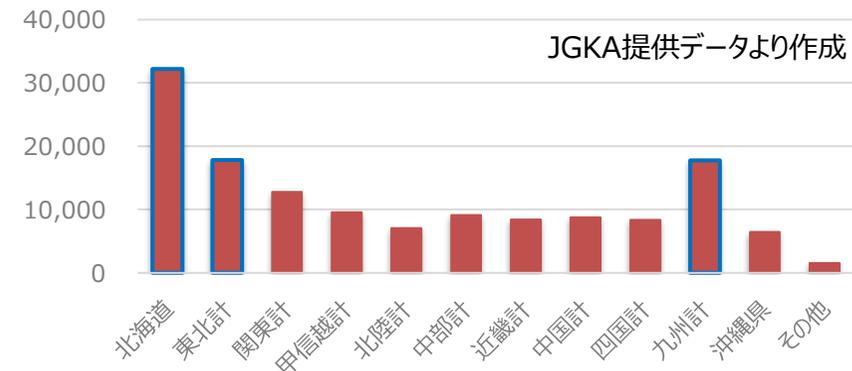
石油給湯機付ふろがま都道府県別出荷台数

（2009年～2018年）

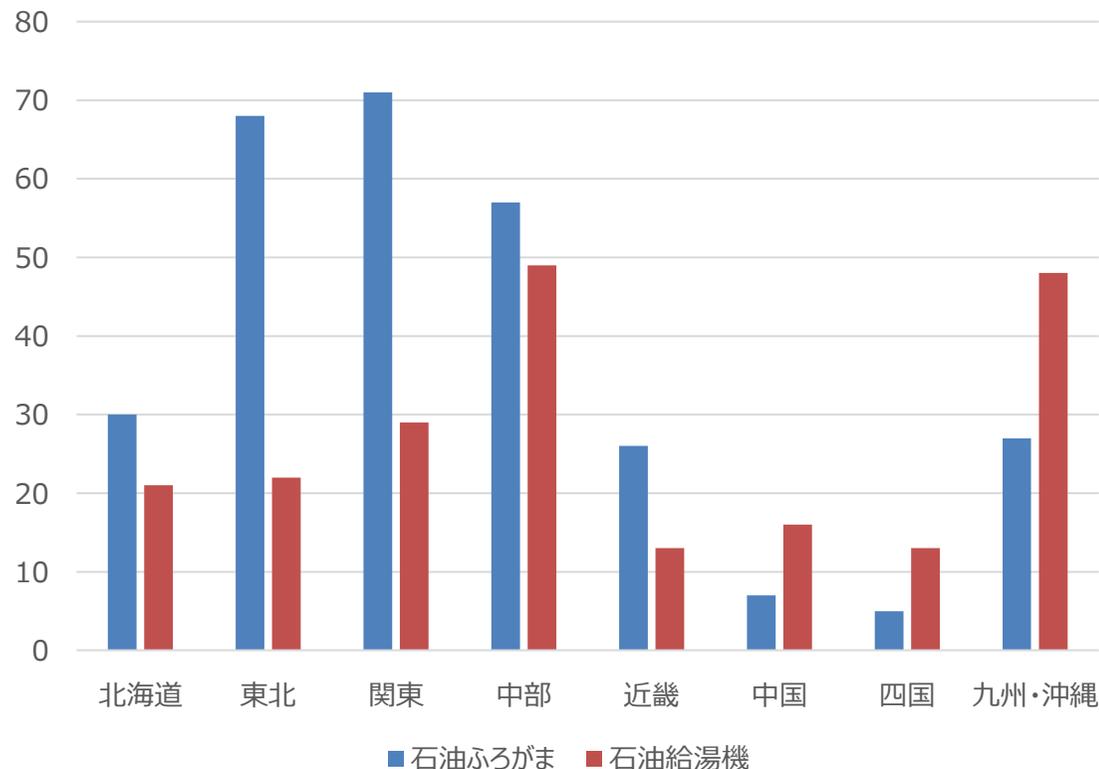


石油給湯機 都道府県別出荷台数

（2009年～2018年）



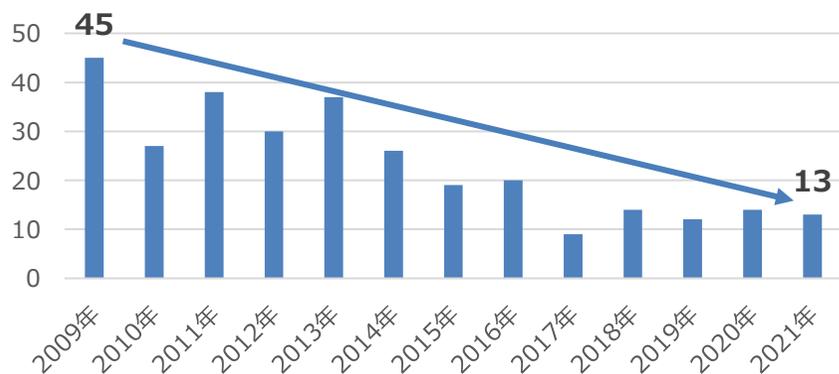
地域別石油給湯器・石油ふろがま事故発生件数（2009年～2021年）



石油給湯機、石油ふろがまについて②（事故受付件数・事故原因）

- 経年劣化事故発生率が1 PPMを上回っている石油給湯器、石油ふろがまについては、事故受付件数は減少傾向にある。
- 調査結果が完了している2009年～2019年の結果別に集計すると製品起因及び経年劣化、原因不明による事故が多いことがわかった。

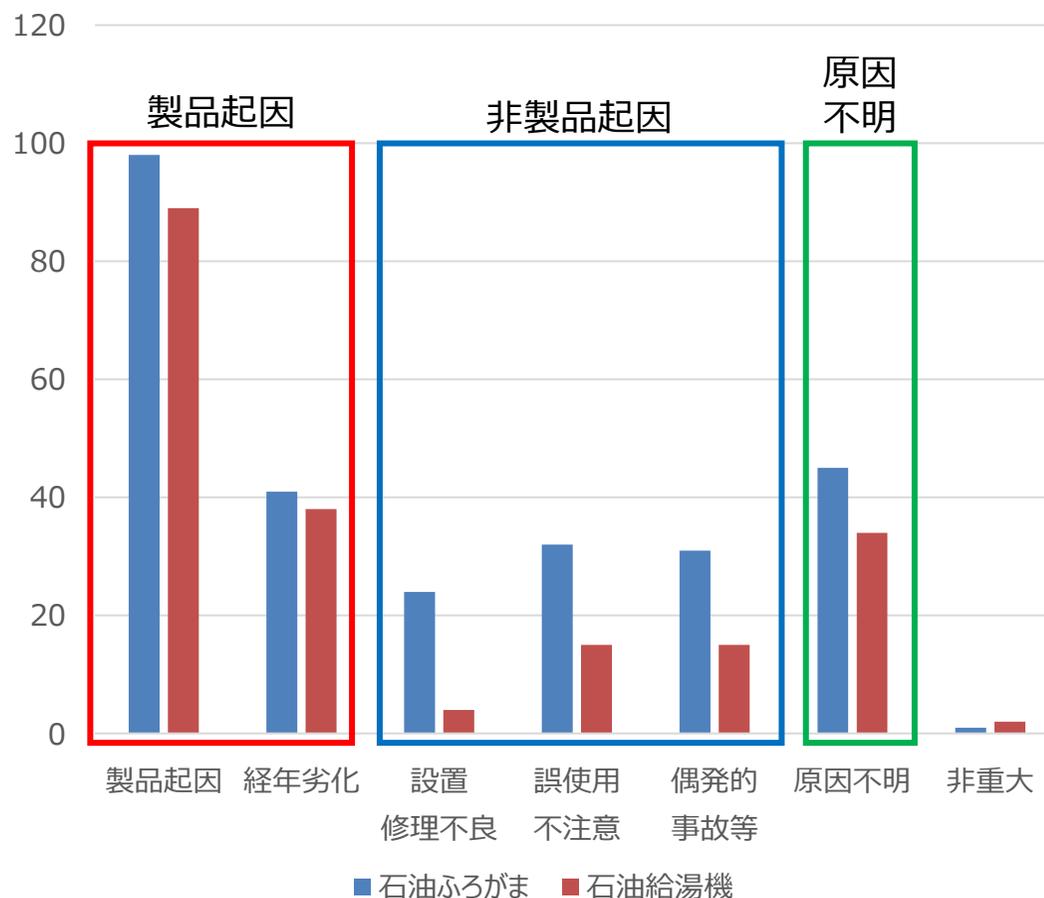
石油ふろがま事故受付件数



石油給湯機事故受付件数



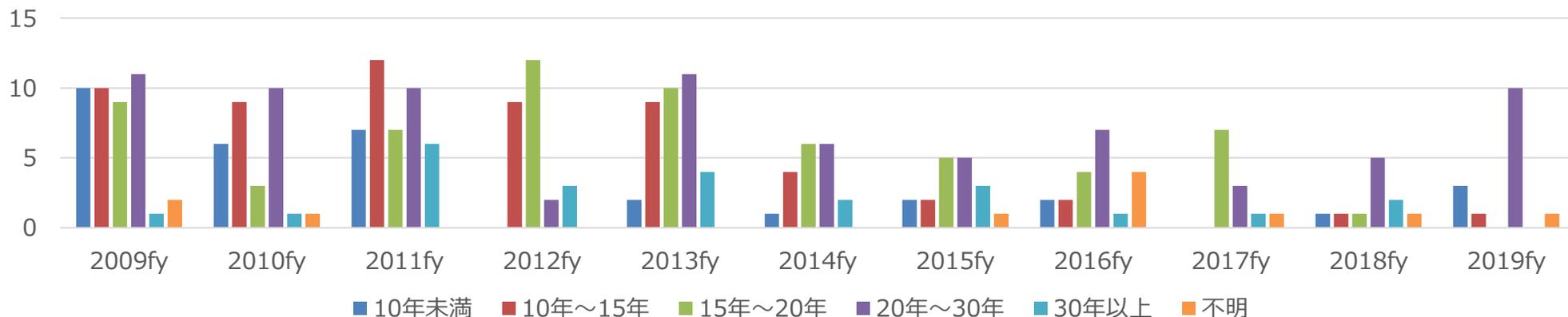
2009～2019年度原因結果別事故件数



石油給湯機、石油ふろがまについて③（使用年月別事故件数）

- 石油2品目の重大製品事故について、その多くは制度創設以前に製造された製品（20～30年以上の使用年数）によるもの。
- 長期使用製品安全点検制度に基づく点検率をしっかりと上げていくとともに、制度創設以前に製造された製品の事故を減らすための対策について、引き続き検討が必要。

石油ふろがま使用年数別事故件数（2009年～2019年）



石油給湯器使用年数別事故件数（2009年～2019年）

